

平成 20 年度 第 1 回 財団法人武蔵野市福祉公社理事会

- 1 開催日 平成 20 年 5 月 26 日(月) 午後 1 時 25 分～午後 2 時 45 分まで
- 2 場所 武蔵野市吉祥寺本町四丁目 10 番 10 号 大東京信用組合ビル 5 階
財団法人武蔵野市福祉公社 大会議室
- 3 理事の現在数 6 名 (定足数 4 名)

- 4 出席理事数及び氏名 6 名
理事長 会 田 恒 司 常務理事 河 中 款
理 事 安 達 高 之 理 事 安 藤 真 洋
理 事 加 瀬 裕 子 理 事 中 山 二 基 子

5 議事日程

- 第 1 議事録署名人の選出について
- 第 2 議案第 1 号 平成 19 年度財団法人武蔵野市福祉公社事業報告
- 第 3 議案第 2 号 平成 19 年度財団法人武蔵野市福祉公社収支決算
- 第 4 議案第 3 号 財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規定

6 議事の内容

開会:午後1時25分

事務局長より寄附行為第 25 条の規定により議長は理事長があたることを告げ上記議事について、逐次審議することとなった。

理事長より会議に先立ち、新たに就任された理事より挨拶をいただき、その後、4 月 1 日付け事務局の人事異動にともない担当職員より自己紹介を行った。

理事長が開会を告げ、定数 6 名、出席理事 6 名全員で、寄附行為第 26 条による定足数を満たし理事会が成立したことを報告した。

[議事の経過の概要及び議決の結果]

第 1 議事録署名人の選出について。

・議事録署名人には中山理事と加瀬理事を選出、全員一致でこれを承認した。

第 2 議案第 1 号 平成 19 年度財団法人武蔵野市福祉公社事業報告

第 3 議案第 2 号 平成 19 年度財団法人武蔵野市福祉公社収支決算

第 4 議案第 3 号 財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程

・議案第 1 号および議案第 2 号については一括諮問、一括審議することとなった。

- ・議案第1号「平成19年度財団法人武蔵野市福祉公社事業報告」および議案第2号「平成19年度財団法人武蔵野市福祉公社収支決算」について、配布資料に基づき事務局長及び在宅サービス課長、高齢者総合センター長が説明をした後、事務局長より5月20日に行った監査結果について報告をし、その後逐次質疑に入った。
- ・安達理事：当期の人件費の割合は、また18年度と比べてどうか。
- ・事務局：人件費の占める割合は、19年度は55%、18年度は53%で、横ばいの状況です。
- ・安達理事：有償在宅サービス事業の決算額が落ちているが理由は、
- ・事務局：家政婦の派遣で予算を組んでおりましたが、実績が無く減額になりました。
- ・安達理事：有償在宅サービス事業・リバースモーゲージの利用者数は増えている認識でよいか。
- ・事務局：増えております。
- ・加瀬理事：委託事業等から赤字が出た場合には他事業から黒字を回して収支が合うようにしているのか。
- ・事務局：前年度繰越金と今年度は寄付金を当てています。
- ・加瀬理事：寄付金をあいまいに使っていくことは良くないと思う。使い方については、事業計画で持つべきだと思うが。
- ・会田理事長：19年度決算では6名の方からの寄付がありました。この形の決算では、寄付金が経常的な経費に使われていると思われてしまうので、監事からの指摘もあり、早急に別枠で説明できるような形にしたいと考えています。
- ・加瀬理事：広報のあり方について、「公社だより」が30年前と同じ形だ。公社事業をニーズのある人に知らせるというマーケティングの姿勢が必要。
- ・服部在宅サービス課長：伝統的な「公社だより」の形式を踏襲して作っています。一般への情報誌についても認識しています。
- ・加瀬理事：公社は大変良い仕事をして市民に喜ばれている、イメージも大事なので法人格を整理するときに宣伝をしたらどうか。
- ・会田理事長：広報のあり方については体制を整備して、新たなスタイル等も含め考えます。
- ・加瀬理事：平成18年の事業検討委員会の報告が、事業計画の中に反映されているのかどうか。
- ・服部在宅サービス課長：中長期検討委員会の中で、有償権利の統合は秋頃を目途に考えています。職員の資質の向上や現行の1万円の利用料金や新しい利用者類型利用料金を考えています。それらは、有償在宅サービス福祉事業検討委員会の結果を踏まえ、改善していきたいと考えています。
- ・安達理事：消費税・法人税の決算額が予算の半分ぐらいになっているが、納めた額なのか。
- ・事務局：19年度分の確定申告を5月末に行い、実際に支払いをする額です。
- ・安藤理事：事業報告に各事業を時代の要請と利用者ニーズに合致したものへと再構築するとあるが、内容は、
- ・服部在宅サービス課長：有償在宅サービスの権利擁護と、有償在宅サービス自体を成年後見における任意後見、成年後見の前の身上配慮サービスに再統合し、その中に財産保全・金銭管理サービスも含めた体制をとりたいと思っています。ホームヘルプセンター武蔵野については、今までの体制を改め、主任コーディネーター、サブコーディネーター、コーディネーター、登録ヘルパーという形でのピラミッド型にして、シフト担当のコーディネーターを創設して行っています。

- ・他に質問等も無く、議長より議案第1号「平成19年度財団法人武蔵野市福祉公社事業報告」及び議案第2号「平成19年度財団法人武蔵野市福祉公社収支決算」を諮り、全員一致でこれを可決した。

- ・議案第3号「財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程」について、配布資料に基づき事務局長が説明をし、その後逐次質疑に入った。

- ・安達理事：6月に支給する場合の基準日は6月1日なのか。

- ・事務局：6月1日が基準日になります。

- ・中山理事：「理事長の定める割合を乗じて得た額とする」とあるが、理事長は上がったものを定めるということが慣例なのか。

- ・会田理事長：勤勉手当の中の基礎額に理事長の定める割合を乗じて得た額とするとなっていますが、実際には基準に従って定めています。

- ・事務局：「理事長の定める割合」とは公社の場合は市の支給割合に準じております。

- ・他に質問もなく、理事長より議案第3号「財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程」についてを諮り、挙手全員でこれを可決した。

- ・理事長より議事がすべて終了した旨を告げ、理事会を閉会した。

閉会；午後2時45分